

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給要領の改正案について

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

1 改正の内容

○ 支給対象施設を4階以上に設置する場合の避難用の屋外階段設置要件見直し

日本再興戦略及び規制改革実施計画を踏まえ、支給対象施設を4階以上に設置する場合の避難用の屋外階段設置要件について、地方自治体の認可保育所の設置基準条例が定められている場合、当該基準に基づくものとする。

<参考：両立支援助成金 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給要領抜粋>

- 支給対象となる事業所内保育施設の構造設備について
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の要件に適合すること。
 - ・ 保育室等を4階以上に設ける建物
常用として屋内階段又は屋外階段のほか、避難用として屋外階段が設けられているものであること。

2 今後の予定

6月24日 労働政策審議会（雇用均等分科会）

7月 1日 改正支給要領の施行（予定）

<参考資料>

○ 「日本再興戦略について」（平成25年6月14日閣議決定）

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

④女性の活躍推進

○屋外階段設置要件の見直し

事業所内保育施設を4階以上に設置する場合の避難用の屋外階段設置要件（国の助成要件）について、地方自治体の認可保育所の設置基準条例に合わせる見直しを直ちに行う。また、国が定める認可保育所の設備基準について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得る。

○ 「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）

Ⅱ 分野別措置事項

2 保育分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

「待機児童解消加速化プラン」が4月に策定され、平成25、26年度の2年間で「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育の受け皿を集中的に整備し、あわせて、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保する方針が決定されている。子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、加速化プランと共に本計画も実施し、保育の質を確保しつつ、待機児童の解消を目指す。また、保育の整備に当たり、その政策の実効性を高めるため、都道府県・市区町村と情報等を共有し、連携を進めるとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく透明な認可制度の運用により、保育ニーズの増大に機動的に対応する。

このため、①保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大、②利用者のニーズに応えた保育拡充、③保育の質の評価の拡充、④保育士数の増加、⑤社会福祉法人の経営情報の公表、⑥事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直しに重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
14	事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し	事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置（保育室が4階以上の場合）について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省